

学内の学生・院生、教職員向けの教育訓練を行いました

2014年4月12日（土）、毎年恒例の年度初めの教育訓練を行いました。教育訓練とは、放射線障害防止法に基づき、実施することが定められている教育のことです。主に、放射線管理区域内において放射性同位元素を利用した実験を行うため、原子力研究所の放射線業務従事者に登録する学生・院生、教職員を対象として実施しています。今年度は、学生・院生42名、教職員14名の参加がありました。

法令に基づく規程に従って、以下に示す教育項目に関する座学及びサーベイメータの取扱いについての実習、管理区域の入退域等について学習してもらいました。これから卒論研究や修論研究などで、実際に施設を利用し、実験を行っていくことになるので、真剣な眼差しで各項目について学んでいました。

本日参加した学生・院生の皆さんには、今日学んだことをよく踏まえて、他の施設を利用する場合も含め、放射線業務従事者としての自覚をもって実験等に取り組んでもらえればと思っています。

教育項目

- ・ 放射線の人体に与える影響
- ・ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い
- ・ 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令
- ・ 放射線障害予防規程



写真1 座学の様子



写真2 管理区域内の見学

2014年4月12日
東京都市大学 原子力研究所